- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
- 3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- 4. 制度の安定性・持続可能性の確保



各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面(紙ファイル等)又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト(法人のホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

(※令和7年度から義務付け)

5.② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する 者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用すること とされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービ ス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※1)に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数
中山間地域等における 小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※2)に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※3)に居 住する利用者に対し、通常の事業の実施地域 を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数

- ※1:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、 ③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、<u>過疎地</u> 域等であって、人口密度が希薄、交通が不 便等の理由によりサービスの確保が著しく 困難な地域
- ※2:①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域
- ※3:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島
- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)及び厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)の 規定を以下のように改正する。

<現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)<u>第二条</u> 第一項に規定する過疎地域



<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)<u>第二条</u> 第二項により公示された過疎地域

5. ③ 特別地域加算の対象地域の見直し

概要

【訪問系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

○ 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。

5. ④ 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長する。 【省令改正】
 - ア 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
 - イ業務継続計画の策定等

5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

○ 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。【Q&A発出】

算定要件等

(送迎の範囲について)

○ 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態 (例えば、近隣の親戚の家)がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

(他介護事業所利用者との同乗について)

○ 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を 行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合(共同での委託を含む)には、責任の所在等を明確に した上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。
 - ※ なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内 の事業所とする。

5. ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化

概要

【看護小規模多機能型居宅介護】

○ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点における「通い」・「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービス(療養上の世話又は必要な診療の補助)が含まれる旨を明確化する法改正があったことから、その旨を運営基準においても明確化する。【省令改正】

基準

<現行>

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第百七十七条

一 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み 慣れた地域での生活を継続することができるよう、利 用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている 環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿 泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上</u> の管理の下で妥当適切に行うものとする。

<改定後>

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針) 第百七十七条

一 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み 慣れた地域での生活を継続することができるよう、利 用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている 環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿 泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利</u> 用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、 若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能 訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を 妥当 適切に行うものとする。

5. ⑦ 基準費用額(居住費)の見直し

概要

【短期入所系サービス★、施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額(居住費)を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額(居住費)を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を 0 円としている利用者負担第 1 段階の多床室利用者については、 負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

単位数

【基準費用額(居住費)】			
	<現行>	<改定後>	
多床室(特養等)	855円	915円	
多床室(老健・医療院等)	377円	437円	
従来型個室 (特養等)	1,171円	1,231円	
従来型個室(老健・医療院等)	1,668円	1,728円	
ユニット型個室的多床室	1,668円	1,728円	
ユニット型個室	2,006円	2,066円	

補足給付(低所得者の食費・居住費の負担軽減)の仕組み (令和6年8月~)

- 食費・居住費について、利用者負担第1~第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- <u>標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額</u>を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。

	11日李名和67胜		主な対象者 ※ 平	成28年8月以降は、非課税年金も含む。
	利用者負担段階			預貯金額(夫婦の場合)(※)
	第1段階	・生活保護受給	诸	要件なし
となる低所得者		・世帯(世帯を 老齢福祉年金	分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 受給者	1,000万円(2,000万円)以 下
低減く	第2段階	・世帯全員が	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
得対	第3段階①	市町村民税	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
首家 (第3段階②	非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下
	第4段階	・世帯に課税者だい。 ・市町村民税本		

			基準費用額	負担限度額 (日額(月額))※短期入所生活介護等(日額)【】はショートステイの場合			
			(日額(月額))	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円 (4.4万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円 (2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】
居住費	多床 室	特養等	915円 (2.8万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
		老健・医療院等	437円 (1.3万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
	従来 型個 室	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	880円 (2.7万円)
		老健•医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
	ユニット型	上個室的多床室	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
	ユニット型	 型個室	2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)

補足給付(低所得者の食費・居住費の負担軽減)の仕組み (令和7年8月~)

- 食費・居住費について、利用者負担第1~第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
-) **標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。

	利用者負担段階		主な対象者 ※ 平	成28年8月以降は、非課税年金も含む。
	利用有其担权陷			預貯金額(夫婦の場合)(※)
	第1段階	・生活保護受給	3者	要件なし
となる低所得者負担軽減の対象		・世帯(世帯を 老齢福祉年金	:分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である 会受給者	1,000万円(2,000万円)以 下
低減く	第2段階	・世帯全員が 市町村民税	年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	650万円(1,650万円)以下
得対	第3段階①		年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円超~120万円以下	550万円(1,550万円)以下
首家 (第3段階② 非課税	年金収入金額(※)+合計所得金額が120万円超	500万円(1,500万円)以下	
	第4段階	・世帯に課税者 ・市町村民税本		

		基準費用額	負担限度額 (日額(月額))※短期入所生活介護等(日額) []はショートステイの場合				
			(日額(月額))	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		1,445円 (4.4万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円(1.8万円)】	650円 (2.0万円) 【1,000円(3.0万円)】	1,360円(4.1万円) 【1,300円(4.0万円)】	
	多床 室	特養等	915円 (2.8万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円 (2.1万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
居住費		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円 (1.3万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
費	従来 型個 室	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	880円 (2.7万円)
		老健・医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
	ユニット型個室的多床室		1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
	ユニット型	· · · · ·	2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)

5. 8 地域区分①

概要

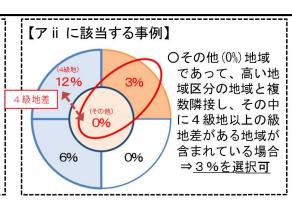
令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例(※1)を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置(※2)については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。【告示改正】

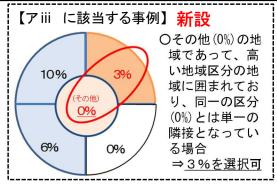
(% 1)

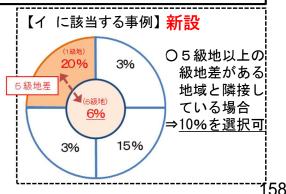
- ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げることを認める。
 - i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
 - ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と 4 級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
 - iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一(引下げの場合を除く。)の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。 (新設)
- イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。(新設)
- (注1) 隣接する地域の状況については、同一都道府県内のみの状況に基づき判断することも可能とする。 (アiのみ)
- (注2)広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。
- (注3) 自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。
- (注4) 障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

(% 2)

平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。







5. 8 地域区分2

(別紙)令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域 自治体: 1,741(R5.12.1現在) 7級地 4級地 5級地 6級地 その他 上乗せ割合 20% 16% 15% 12% 10% 6% 3% 0% 茨城県 茨城県 宮城県 東京都 新潟県 愛知県 奈良県 その他の地域 地域 東京都 東京都 埼玉県 兵庫県 大阪府 北海道 水戸市 尼崎市 特別区 調布市(3) さいたま市 牛久市 仙台市 武蔵村山市 岸和田市 札幌市 新潟市 豊橋市 ※ 大和高田市(6) 町田市 十葉県 埼玉県 日立市 伊丹市 多賀城市 羽村市 泉大津市 茨城県 富山県 半田市 天理市 龍ケ崎市 川西市 茨城県 狛江市 千葉市 朝霞市 瑞穂町 貝塚市 結城市 富山市 豊川市 橿原市 *** 浦安市(4) 多摩市 志木市 取手市 三田市 土浦市 奥多摩町 泉佐野市 下妻市 石川県 蒲郡市 桜井市 神奈川県 東京都 和光市 つくば市 古河市 檜原村 富田林市 常総市 常滑市 御所市 守谷市 横浜市 八干子市 千葉県 広島市 利根町 神奈川県 河内長野市 笠間市 内灘町 小牧市 香芝市 川崎市 武蔵野市 船橋市 埼玉県 府中町 栃木県 和息市 ひたちなか市 福井県 新城市 草城市 泰野市 大阪府 三鷹市 成田市 ※※※ 川口市(6) 宇都宮市 大磯町 柏原市 那珂市 東海市 宇陀市 大阪市 青梅市 習志野市 ※※※ 草加市(6) 福岡市 野木町 二宮町 羽曳野市 筑西市 山梨県 大府市 山添村 ※※ 中井町(他) 府中市 東京都 ※※※ 戸田市(6) 春日市 群馬県 藤井寺市 坂東市 甲府市 知多市 平群町 小金井市 立川市 新座市 高崎市 清川村 泉南市 稲敷市 南アルプス市(他) 高浜市 三郷町 小平市 昭島市 ※※※ 八潮市(6) 埼玉県 岐阜県 大阪狭山市 つくばみらい市 ※※ 南部町(他) 田原市 斑鳩町 日野市 東大和市 岐阜市 大洗町 長野県 大口町 安堵町 ふじみ野市 川越市 阪南市 神奈川県 千葉県 静岡県 阿見町 扶桑町 東村山市 行田市 島本町 長野市 川西町 国分寺市 相模原市 所沢市 静岡市 豊能町 河内町 阿久比町 三宅町 ※※ 横須賀市(5 国立市 松戸市 飯能市 愛知県 能勢町 八千代町 塩尻市 東浦町 田原本町 清瀬市 藤沢市 佐倉市 加須市 田崎市 忠岡町 五霞町 岐阜県 ※※ 武豊町(他) 曽爾村 東久留米市 逗子市 市原市 東松山市 ※ 一宮市(7) 熊取町 境町 大垣市 幸田町 明日香村 ※ 三浦市(6) 稲城市 八千代市 春日部市 瀬戸市 田尻町 栃木県 多治見市 設楽町 上牧町 西東京市 海老名市 四街道市 狭山市 春日井市 岬町 栃木市 美濃加茂市(他) 東栄町 王寺町 神奈川県 大阪府 袖ケ浦市(6) 羽生市 津島市 太子町 鹿沼市 各務原市 豊根村 広陵町 印西市 豊中市 三重県 鎌倉市 鴻巣市 碧南市 河南町 日光市 可児市 河合町 栄町 上尾市 安城市 千早赤阪村 小山市 静岡県 岡山県 厚木市(4) 池田市 名張市 愛知県 吹田市 東京都 越谷市 西尾市 兵庫県 真岡市 浜松市 いなべ市 岡山市 名古屋市 高槻市 福生市 蕨市 犬山市(7) 明石市 大田原市 沼津市 伊賀市 広島県 寝屋川市 入間市 猪名川町 さくら市 三鳥市 木曽岬町 東広島市 刈谷市(4) あきる野市 江南市(7) 桶川市 ※※ 下野市(6) 豊田市(4) 箕面市 日の出町 稲沢市 奈良県 富士宮市 東員町 廿日市市 神奈川県 大阪府 四條畷市(3) 久喜市 尾張旭市(7) 奈良市 壬生町 島田市 菰野町 海田町 守口市 平塚市 北太市 大和郡山市 群馬県 富士市 胡日町 ※※ 熊野町(他) 岩倉市(7) 大東市 神戸市 小田原市 富士見市 日進市 生駒市 前橋市 磐田市 川越町 門真市 茅ヶ崎市 三郷市 愛西市 伊勢崎市 焼津市 山口県 兵庫県 蓮田市 長浜市 大和市 清須市 和歌山市 太田市 掛川市 周南市 西宮市 伊勢原市 坂戸市 北名古屋市 橋本市 渋川市 藤枝市 ※※ 近江八幡市(他) 徳島県 福岡県 芦屋市 座間市 幸手市 弥富市 ※※ 榛東村(他) 御殿場市 野洲市 徳島市 宝塚市 綾瀬市 袋井市 鶴ヶ島市 あま市 大野城市 ※※ 吉岡町(他) 湖南市 香川県 裾野市 ※ 葉山町(6) 吉川市 長久手市 太宰府市 玉村町 高島市 高松市 寒川町 白岡市 東郷町 福津市 埼玉県 函南町 東近江市 福岡県 伊奈町 大治町 北九州市 愛川町 糸島市 熊谷市 清水町 日野町 愛知県 三芳町 蟹江町 那珂川市 深谷市 長泉町 ※※ 音干町(他) 飯塚市 知立市(6) 宮代町 豊山町 粕屋町 日高市 小山町 京都府 筑紫野市 杉戸町 飛島村 川根本町 久御山町 豊明市(6) 毛呂山町 古賀市 松伏町 三重県 越生町 森町 兵庫県 長崎県 みよし市 滋賀県 滑川町 千葉県 姫路市 長崎市 ※※※ 木更津市(7) 四日市市 川島町 加古川市 大津市 吉見町 草津市 野田市 桑名市 二太市 栗東市 茂原市 鈴鹿市 鳩山町 高砂市 京都府 柏市 亀山市 寄居町 稲美町 京都市 滋賀県 播磨町 流山市 千葉県 我孫子市 彦根市 東金市 大阪府 鎌ケ谷市 守山市 君津市 埋市 白井市 甲賀市 富津市 枚方市 酒々井町 京都府 八街市 茨木市 宇治市 富里市 八尾市 亀岡市 山武市 松原市 城陽市(7) 大網白里市 摂津市 向日市 長柄町 長南町 高石市 八幡市 東大阪市 神奈川県 京田辺市 交野市 木津川市 ※※ 南足柄市(他) ※ 大山崎町(7) 山北町 精華町 箱根町

137(140)

24(25)

59(51)

29(27)

7(6)

23(23)

地域数

1292 (1303)

170 (166)

[※] この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。

[※] 赤字は、級地の変更がある市町村。(※:アiの場合、※※:アiiiの場合、※※※:イの場合、※なし:経過措置・激変緩和措置等)

[※] 括弧内は、現行(令和3年度から令和5年度までの間)の級地。

令和6年度介護報酬改定の施行時期について(主な事項)

■ 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされた こと等を踏まえ、以下のとおりとする。

▶ 6月1日施行とするサービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション

▶ 4月1日施行とするサービス

- 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。

▶ 令和6年8月1日施行とする事項

- 基準費用額の見直し
- ▶ 令和7年8月1日施行とする事項
 - 多床室の室料負担